

第 8 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 23 年 8 月 22 日 (月) 午前 10 時 00 分

場 所 津市安濃庁舎 2 階 会議室 1・2

出席部会委員 2 野田^{のだ} 久忠^{ひさただ}・3 太田^{おおた} 義政^{よしまさ}・4 眞弓^{まゆみ} 純一^{すみかず}・5 赤塚^{あかつか} 薫^{かおる}
6 青木^{あおき} 正司^{しょうじ}・7 伊藤^{いとう} 征一^{せいいち}・9 奥山^{おくやま} 正夫^{まさお}・11 後藤^{ごとう} 勝^{かつ}
13 阪^{さか} 芳一^{よしいち}・17 牧野^{まきの} 礼吉^{れいきち}・18 増地^{ますじ} 和久^{かずひさ}・19 村治^{むらじ} 隆史^{たかし}
23 清水^{しみず} 清^{きよし}・24 中林^{なかばやし} 長一^{ちやういち}・41 西口^{にしぐち} 正國^{まさくに}・47 田中^{たなか} 千福^{かずよし}

以上 16 名

欠 席 委 員 14 清水^{しみず} 文兵衛^{ぶんべえ}

出席部会員外委員 会長 野田 悟

議 長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・西田調整担当副参事・長谷川担当副主幹

総合支所 河芸：服部主査 美里：山川担当主幹 安濃：紀平主査
芸濃：後藤副主幹

議事録署名者 6 青木^{あおき} 正司^{しょうじ}・19 村治^{むらじ} 隆史^{たかし}

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の一部取消について
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第 7 号 非農地証明願について

議案第 8 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長 おはようございます。それでは、第8回農地部会を開会させていただきます。今日は1名欠席ということで、16名でございます。
それから、議事録署名者、6番 青木委員、19番 村治委員、よろしくお願ひします。それでは、報告第1号から5号まで、事務局のほうから説明をお願いいたします。報告案件でございますので、よろしく。

事 務 局 おはようございます。第8回農地部会議案書の1ページをお願いします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今日は、件数としまして合計2件、面積として1万1,611㎡で、田でございます。解約後は所有権移転が1件、自作に戻るの1件でございます。
2ページから6ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。これにつきましては、相続の届出によるものでございます。件数といたしましては10件、面積として5万9,514.73㎡、内訳としましては、田が4万6,652.95㎡、畑が1万2,861.78㎡でございます。
続きまして、7ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。件数といたしましては7件、面積として3,184㎡、内訳といたしまして、田が2,730㎡、畑が454㎡でございます。内容としましては、一般個人住宅用地が2件、127㎡、共同住宅用地等が3件、2,629㎡、資材置場、駐車場用地が2件で428㎡でございます。
8ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。件数といたしましては12件、面積として5,635.91㎡、内訳といたしまして、田が5,044㎡、畑が591.91㎡でございます。内容としましては、共同住宅用地が2件、2,185㎡、駐車場用地が3件、660㎡、一般個人住宅用地が4件、1,076㎡、建て売り分譲住宅用地が2件、1,705㎡、境内用地が1件、9.91㎡でございます。
9ページをお願いいたします。
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。件数といたしましては3件、面積として515.21㎡で、畑でございます。内容としましては、一般個人住宅用地が2件、506㎡、道路用地が1件、9.21㎡でございます。
以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局より報告があつたとおりでございます。これは報告案件ですので、よろしくお願ひします。
それでは、続きまして、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可）、よろしくお願ひいたします。

事務局

10ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 安東、受人 _____、_____
経営面積 1万1,366㎡、渡人 _____、申請地 観音寺町中戸井 _____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 2,493㎡、外1筆、合計面積 2,793㎡で田でございます。

これにつきましては、渡人である _____ は、労力不足のため営農拡大を希望する受人である _____、 _____ に譲り渡ししようとするものでございます。

番号2、地区 大里、受人 _____、経営面積 1万2,251㎡、渡人 _____、申請地 大里山室町西河原 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 33㎡でございます。

これにつきましては、渡人である _____ は、袋地であり耕作不便のため、隣接であり営農拡大を希望する受人である _____ に譲り渡ししようとするものでございます。

番号3、地区 長野、受人 _____、経営面積 1万1,357㎡、渡人 _____、申請地 美里町南長野中上原 _____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 1,949㎡でございます。

これにつきましては、渡人である _____ は、高齢化による労力不足のため、営農拡大を希望する受人である _____ に譲り渡ししようとするものでございます。

以上、番号1から3までは、議案書にございますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しません。許可要件はございません。

以上、件数といたしましては3件、面積として4,775㎡、内訳といたしまして、田が4,742㎡、畑が33㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、説明が終わりました。

地元委員さんのご意見をお願いいたします。1番、安東。次に2番、大里。3番、長野。1番から、安東。

太田委員

はい。3番 太田です。今、事務局の説明のとおり、後継者が不在ということで、分部と観音寺との距離が少しありますけれども、問題ないかと思えます。ご承認、よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

2番、私、大里でございます。現地を見てまいりまして、何ら問題なかろうかと思えますので、よろしくお願いいたします。

3番、長野。

村治委員

19番 村治です。何ら問題ございませんので、よろしく申し上げます。

議長

はい。1番、2番、3番、地元委員さんからは異議なしの旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

| | |
|-------|---|
| 部会委員 | <一同 異議なし> |
| 議 長 | <p>ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。</p> <p>次に、第2号議案 農地法第4条1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）、事務局の説明をお願いいたします。</p> |
| 事 務 局 | <p>11ページをお願いします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。</p> <p>番号1、地区 神戸、申請者 _____、申請地 野田滝ヶ鼻 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 293㎡、農地は第2種農地でございます。</p> <p>これにつきましては、申請地に一般個人住宅で分家住宅1棟、99.37㎡を建築しようとするものでございます。</p> <p>番号2、地区 長野、申請者 _____、申請地 美里町南長野観音寺 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 235㎡、農地は第2種農地でございます。</p> <p>これにつきましては、申請地を農業用資材及び農業用機械置場用地として利用しようとするものでございます。</p> <p>以上、件数といたしましては2件、面積として528㎡で、畑でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。それでは、1番、神戸。</p> |
| 眞弓委員 | <p>4番 眞弓です。今回のこの申請は、親と現在同居しており、子供が生まれてきましたもので、手狭になりましたことから、すぐ隣地へ、隣地の畑をつぶして、自宅を建設しようとするものでございまして、特段問題ございませんので、よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>はい、2番、長野。</p> |
| 村治委員 | <p>はい。19番 村治です。現地も見てきましたが、何ら問題ございませんので、よろしくお願い申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。</p> |
| 部会委員 | <一同 異議なし> |
| 議 長 | <p>はい。ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の一部取消について（農業委員会許可・使用貸借）、説明をお願いいたします。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>中林委員</p> <p>議 長</p> <p>中林委員</p> <p>議 長</p> <p>部会委員</p> <p>議 長</p> | <p>12ページをお願いします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の一部取消について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。</p> <p>大変申しわけございませんが、議案の差しかえについてお願いを申し上げます。議案送付後におきまして、申請面積及び取消理由の一部に誤載があったことがわかりましたので、本日配付をさせていただきました議案に差しかえをお願いし、お詫びを申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、ご説明申し上げます。</p> <p>番号1、地区 安濃、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 安濃町内多谷 _____番、地目 畑、現況面積 179㎡でございます。</p> <p>これにつきましては、貸し人と借り人は親子関係でございます。2筆の申請地にまたがって一般個人住宅1棟77.84㎡及び車庫の転用申請につきまして、平成23年4月25日に許可を行ったものでございますが、その後、測量調査の結果、申請地の _____番の宅地にかかっている部分の44㎡部分を分筆して、 _____番に合筆することとしたため、残りまして179㎡を、今後も畑として利用していくため、この申請面積につきまして、今回、許可の一部取消が提出されたものでございます。</p> <p>以上、件数といたしましては1件、面積として179㎡で、畑でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p> <p>はい、説明が終わりました。</p> <p>地元委員さんの意見をお伺ひいたします。それでは、地元委員さん、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま事務局のほうから説明がありましたとおり、先般、既に許可になりました許可人でございますが、その後、その住宅地の測量を再測量したところ、その _____に書いておきまして、それを、その _____のほうへその後合筆をいたしました。したがって、残った179㎡ということに、 _____はなくなったわけでございます。したがって、この宅地として使用しない部分、179㎡は許可をいただきましたけれども、今回、この許可の取消を願出したところでございます。現状を再測量した結果、現状と合わせたものと思われまので、よろしくお願ひいたします。そういうことで、ご理解をお願いしたいと思います。ただいま事務局の説明のとおり、現況と合わせたものということでございますので、よろしくお願ひいたしたいと。</p> <p>異議は。</p> <p>はい。もちろん、異議はございません。</p> <p>はい。地元委員さんが異議ない旨のことですが、皆さん、いかがでございますでしょうか。</p> <p><一同 異議なし></p> <p>はい。それでは、異議なしと認め、議案第3号について、許可を一部取り消すことに決定いたします。よろしくお願ひいたします。</p> |
|--|---|

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい。13ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受人 _____、渡人 _____、申請地 一身田豊野てノ坪 _____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 386㎡、外5筆、合計面積833.52㎡で、田、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地に隣接する _____ を造築することに伴い駐車場が減少するため、申請地を職員駐車場用地として利用しようとするものでございます。

番号2、地区 安東、受人 _____、渡人 _____、申請地 安東町木若 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 245㎡で、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を資材置場用地として利用しようとするものでございます。

番号3、地区 安東、受人 _____、渡人 _____、申請地 長岡町宮之前 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 2.97㎡で、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を隣地にある農地への進入路として利用しようとするものでございます。

番号4、地区 大里、受人 _____、渡人 _____、申請地 大里野田町里中 _____番、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、現況面積 1,399㎡で、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を隣地にある工場の資材置場用地、駐車場及び倉庫用地として利用しようとするものでございますが、既に平成13年ごろから資材置場用地等として利用しており、始末書の提出がされているところでございます。

番号5、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町今徳天野山 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 119㎡で、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を駐車場用地として利用しようとするものでございます。

番号6、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町安濃上大谷 _____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 156㎡で、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を申請地に隣接する工場の駐車場として利用しようとするものでございます。

以上、件数といたしましては6件、面積として2,755.49㎡、内訳といたしまして、田が989.52㎡、畑が1,765.97㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

地元委員さんの意見を伺います。各担当委員さん、よろしく。一身田、1番。

青木委員 はい、6番 青木です。現地確認の結果、_____の隣で、道路に側溝もつ
いておるし、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 はい、2番、3番、安東。

太田委員 3番 太田です。2番の案件は、これは、現在の土地に隣接している部分で
ございまして、狭いということで、隣接しているところを申請したいというこ
とで、何ら問題ございませぬ。周囲の対策というか、周囲に迷惑かけないよう
にということになっておりますので、問題ございませぬ。

3番の案件に関しては、これは、中勢バイパスとそこに交差する旧市道の拡
張に伴う措置の猫の額のような残ったものでございませぬ。これも何ら問題ござ
いませぬので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 はい。ありがとうございませぬ。

4番、私、大里でございませぬ。先日、局長と私と現地を見てまいりまして、
何ら問題なかろうということございませぬので、よろしくお願ひをいたしませぬ。
はい、5番、村主。

清水委員 はい、23番、清水です。私、これ、8月15日に現地確認行ってまいりま
して、_____さんの隣地でございませぬそこを駐車場に転用するということ
で、隣地の同意と自治会長さんの同意も得ておりますので、ご承認をおねがいしま
す。以上です。

議 長 ありがとうございませぬ。6番、安濃。

中林委員 24番 中林です。これは、安濃の工業団地の一面にあります。_____と
いう工場がございませぬが、その_____の工場の隣接地の田156㎡でござい
ませぬが、今回、_____が会社の、いったら従業員の駐車場ということ
で買取ろうとするものでございませぬ。周囲は山林で、何ら問題はございませぬ
ので、よろしく許可のほどをお願ひしたいと思ひます。

議 長 はい、ありがとうございませぬ。

地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございませぬ。皆さん、いかが
でございませぬしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございませぬ。それでは、異議なしと認め、議案第4号について、
許可することに決定いたしませぬ。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農
業委員会・賃借権）、事務局の説明をお願ひします。

事務局 はい。14ページをお願ひします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員
会許可・賃借権）でございませぬ。

番号1、地区 豊津、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 河芸

町影重浜新田_____番、台帳地目 田、現況地目 畑、現況面積 322㎡のうち104㎡、外1筆、合計面積 450㎡で、田、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を平成23年度中勢沿岸流域下水道志登茂川処理区志登茂川浄化センター北系急速ろ過施設土木建設工事に伴う現場事務所、資材置場用地等として、許可日から平成24年5月30日まで一時転用しようとするものでございます。

番号2、地区 安西、借り人 _____、貸し人 _____、_____、_____、申請地 芸濃町岡本東川原_____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 1,047㎡、外5筆、合計面積 6,716㎡で、田が3,729㎡、畑が2,987㎡でございます。

これにつきましては、申請地を砂利採取のため一時転用しようとするものでございます。なお、期間につきましては、許可後から平成24年4月15日まででございます。

以上、件数といたしましては2件、面積として7,166㎡、内訳といたしまして、田が4,179㎡、畑が2,987㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番、豊津。

阪 委員 13番 阪。現場を私、確認したんやけど、特に問題ないと見てきました。よろしく願います。

議 長 はい、ありがとうございました。2番、安西。

牧野委員 17番 牧野です。8月15日に、会長さん初め立会いをさせていただきました。この_____というのは、従来からずっとこういうような砂利を採取されておる会社でございまして、もう今までからのあれで何ら問題ないと地元のほうでも思っておりますので、よろしく願います。

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは、地元委員さんから異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい。ありがとうございました。それでは、異議なしと認め、議案第5号について、許可することに決定いたします。

次、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。15ページをお願いします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 椋本、借り人 _____、貸し人 _____、_____、申

請地 芸濃町棕本念佛田_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、現況面積 212㎡、外1筆、合計面積 341㎡でございます。

これにつきましては、申請地を、宅地敷地拡大及び駐車場用地として利用しようとするものでございますが、既に昭和51年ごろから利用されており、始末書が提出されているところでございます。

以上、件数といたしましては1件、面積として341㎡で、畑でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。棕本、1番。

牧野委員 17番 牧野です。この、現在も、事務局の説明どおり、駐車場とか蔵の一部に使われておるような現状でございまして、立会いさせていただきましたけれども、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 それでは、地元委員さんから異議なしの旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい。ありがとうございました。異議なしと認め、第6議案については、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第7号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。16ページをお願いします。

議案第7号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 一身田、願出者 _____、申請地 一身田豊野てノ坪 _____番、台帳地目 畑、現況地目 山林、現況面積 132㎡でございます。

これにつきましては、昭和55年から、山林化し、現在に至っておりますことから、非農地証明願が提出されたものでございます。

番号2、地区 神戸、願出者 _____、申請地 神戸小世古_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、現況面積 734㎡でございます。

これにつきましては、昭和44年に居宅を建築し、現在に至っておりますことから、今回、非農地証明願が提出されたものでございます。

番号3、地区 高野尾、願出者 _____、申請地 高野尾町東山_____番、台帳地目 田、現況地目 山林、現況面積 1,950㎡でございます。

これにつきましては、昭和54年から山林化し、現在に至っておりますことから、非農地証明願が提出されたものでございます。

以上、件数といたしましては3件ですが、合計欄で3件の3という字が抜けております。お詫びを申し上げます。3をご記入いただきますようお願いいたします。申しわけございませんでした。面積としましては、2,816㎡、内訳といたしまして、田が1,950㎡、畑が866㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

地元委員さんの意見を伺います。1番、一身田。

青木委員 6番 青木です。先日、現地確認してきましたが、もう竹が生い茂ってえらいことになっておりますので、問題ないと思います。

議長 はい、2番、神戸。

眞弓委員 4番 眞弓です。6月23日に現地を確認し、関係者の方に確認をしてきましたが、その結果、20年以上宅地で非農地証明になると思いますので、よろしくをお願いします。

議長 はい、3番、高野尾。

赤塚委員 先日会長はじめ事務局の方と現地確認いたしまして、30年余りもうこういう田をつくっていないということで、周りは山林があって、一番谷田で、今まで天水で、田をつくっておりましたけれども、もう雑木がたくさん生えてきて、山林化したいということで、よろしく願いいたします。

議長 はい。
地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、第7号議案については証明することに決定いたします。
続きまして、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格証明、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。17ページをお願いします。
議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。

番号1、地区 安東、申請者 相続人 _____、被相続人 _____、相続日 平成22年9月25日、申請地 渋見町二ノ坪_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,058㎡、外4筆、合計面積 9,362㎡で、田が9,191㎡、畑が171㎡でございます。

これにつきましては、被相続人と相続人は親子の関係でございまして、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けるために、適格者証明願が提出されたものでございます。

以上、件数といたしましては1件、面積として9,362㎡、内訳といたしまして、田が9,191㎡、畑が171㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、事務局の説明が終わりました。
地元委員さんの意見を伺います。1番安東。

太田委員 3番 太田です。今の説明のとおりでございますが、継続して水稻及び野菜

を耕作するというございますので、何ら問題ございませぬ。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、第8号議案については証明することに決定いたします。

それでは、次に、別冊でお配りしました議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。
議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

事務局 それでは、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いいたします。

表紙を1枚めくっていただきたいと思ひます。

今月は、右下の合計欄に掲げてありますように、総合計で、3万3,798㎡の集積がございました。内訳としましては、貸借関係のみでございます。

それでは、各地区別に、一番下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の貸借と使用貸借を合わせて8,997㎡、畑の使用貸借が191㎡で、件数的には5件でございました。所有権移転はございませぬでした。

河芸地区につきましては、田の使用貸借が2,617㎡で、畑の使用貸借が892㎡で、件数的には1件でございました。所有権移転はございませぬでした。

安濃地区につきましては、田の貸借と使用貸借が、合わせて2万816㎡で、畑の使用貸借が285㎡で、件数的には3件でございました。所有権移転はございませぬでした。

芸濃地区、美里地区及び香良洲地区につきましては、集積はございませぬでした。

以上、合計で田の集積が、貸借と使用貸借を合わせて3万2,430㎡で、畑の集積が、使用貸借のみで1,368㎡で、総合計が3万3,798㎡で、9件となっております。

認定農業者への集積状況は、2件で8,081㎡となっており、先月に比べ面積では約4%、件数でも約4%となっております。

なお、内訳は、計画の概要のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひをいたします。

議 長 はい。事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について適正であると認め、市長に到達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

午後10時43分

上記は、第8回第1農地部会の議事を録したものである。

平成23年8月22日

議 長

出席委員

出席委員